



“ジュネーブから今を見る” 今日のヘッドライン

北米

2017年1月24日

トランプ大統領TPP離脱、その背景に迫る

トランプ大統領がTPPを離脱した意味を考えるために、世界の通商政策の流れを振り返りながら論点を整理します。トランプ大統領がTPP離脱を決めた理由は様々とは思われますが、中国を意識した可能性が考えられます。

トランプ米大統領TPP離脱表明：米国の離脱 表明でTPP発効は困難に

トランプ米大統領は2017年1月23日、米国が環太平洋経済連携協定(TPP)を離脱する大統領令に署名しました。米国の離脱で、トランプ政権下でのTPP発効は困難となりました。

どこに注目すべきか：

TPP、WTO、FTA、RCEP、地域間交渉

トランプ大統領がTPPを離脱した意味を考えるために、世界の通商政策の流れを振り返りながら論点を整理します。トランプ大統領がTPP離脱を決めた理由は様々とは思われますが、中国を意識した可能性が考えられます。

まず、戦後の自由貿易体制はGATT(関税と貿易に関する一般協定)、その後WTO(世界貿易機関)が旗振り役となってきました(図表1参照)。ただ、世界の貿易ルールを決めるWTOは約160の国や地域との全会一致が原則であるため、当事者間の利害対立から交渉は停滞していました。そこで、『二国間での交渉』が主流となり、関税の撤廃・削減を定めるFTA(自由貿易協定)や知的財産なども含めたEPA(経済連携協定)を主体に貿易協定が整備されてきました。しかし、二国間での交渉は経済のグローバル化の中、非効率な面もあります。例えば、サプライチェーンなど多国間にまたがって製品が作られる現代では、多国間で貿易ルールを決めたほうが効率的です。FTAの1つであるTPPIは太平洋を囲む11カ国(米国離脱前は12)で関税の撤廃、縮小に合意していますが、他にもRCEP(東アジア地域包括的経済連携)などの地域間交渉が進行中です(図表2参照)。米国はTPPを推進していた時期もあります。狙いの一つは恐らくTPP不参加の中国(TPPの自由度が高く参加を見合わせた)に先んじてTPPを発効、太平洋地域で米国の貿易ルールの主導権確保し、参加国を拡大することで中国を孤立化、その後参加を促す長期戦略であったと思われる。このようにTPPを整理すると、今回米国がTPPを離脱したことで、次のような問題が浮かび上がります。

まず、時代の逆行性です。前述のTPPによる対中国通商戦略は時間がかかることが懸念されます。確かに不公平貿易の解消なら二国間交渉の方が手取り早いように思われますが、グローバル化で生まれた地域交渉の流れに逆らう印象です。次に、米国のアジア通商戦略の影響力後退も懸念です。同地域には初期の段階ながらRCEPもあります。RCEPは日中韓にASEAN(東南アジア諸国連合)とオセアニアなどが交渉に参加する経済連携で、米国は参加していません。トランプ氏のこれまでの言動から、不公平な貿易(と、トランプ氏が考える)相手との直接交渉を重視する戦略を選択したとすれば影響力低下も懸念されます。それとも、交渉術として、大統領権限で行えるTPP離脱で強硬な姿勢を見せ、実は新たな枠組みでアジアのルール作りに参加する機会を目指すのかも知れませんが、真意は不明です。TPP離脱後の展開に注意が必要です。

図表1：通商政策に関連する主な用語

略語	名称	注目点
WTO	世界貿易機関	前身であるGATT(関税と貿易に関する一般協定)を引き継ぎ、自由貿易を促進する国際機関
FTA	自由貿易協定	ある国や地域との間で、関税をなくし、モノやサービスの自由な貿易を進めることを目的とした協定
EPA	経済連携協定	FTAを基に、投資促進、知的財産など幅広い分野を対象とした協定

図表2：主な地域間交渉

略語	名称	注目点
TPP	環太平洋経済連携協定	太平洋を囲む11カ国(米国離脱)の関税撤廃の協定。中国不参加
TTIP	環大西洋貿易投資連携協定	米国とEU(欧州連合)の地域交渉
日EU・EPA	日EU・EPA	日本とEU(欧州連合)の地域交渉
RCEP	東アジア地域包括的経済連携	ASEAN+6カ国。中国が参加。合意に向け交渉中。米国不参加

出所：経済産業省、外務省HPなどを参照しピクテ投信投資顧問作成



ピクテ投信投資顧問株式会社

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。